電力情報

NO. 48

平成23年10月11日 東 北 電 カ ㈱

台風15号による暴風・大雨により被災されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置の対象市町村の拡大について

台風15号による暴風・大雨により被災されたお客さまに、心からお見舞い申しあげます。

当社は、台風15号による暴風・大雨により、災害救助法が適用された青森県三戸郡南部町およびその周辺地域において、被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、電気料金等の特別措置を講ずることとしております。

(平成23年9月28日 お知らせ済み)

このたび、平成23年9月21日付けで、福島県郡山市に災害救助法が追加適用されたことを踏まえ、電気料金等の特別措置の対象市町村を拡大することとし、平成23年10月11日に経済産業大臣へ対象市町村の追加申請を行い、同日認可されました。これにより、同措置の適用対象市町村は19市町村*1となります。

なお、電気料金等の特別措置の内容は、下記のとおりです。

記

1. 電気料金の早収期間※2 および支払期限※3の延伸

被災されたお客さまの平成23年8月(ただし、早収期限日が9月21日以降 となるものに限ります。)、9月および10月分の電気料金の早収期間および支 払期限をおのおの1ヵ月間延長いたします。

2. 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用しない場合には、 6ヵ月間に限り、電気料金(不使用料金*4)は申し受けません。

3. 工事費負担金※5の免除

被災されたお客さまが、被災前と同じ契約内容で平成24年3月末日までに 電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

4. 臨時工事費※6の免除

被災されたお客さまが、平成24年3月末日までに臨時電灯または臨時電力の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

5. 被災されたお客さまの電気施設の一部が使用不能となった場合は、その使用不能 設備相当分の基本料金は、平成24年3月末日までは申し受けません。

- 6. 被災されたお客さまが、平成24年3月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、諸工料*7は申し受けません。
- (注) ※1) 電気料金等の特別措置の適用市町村(19市町村)

≪災害救助法適用市町≫(2市町)

青森県:三戸郡南部町

福島県:郡山市

≪周辺地域≫(17市町村)

青森県:八戸市、三戸郡三戸町、同郡五戸町、同郡新郷村

岩手県:二戸市、九戸郡軽米町

福島県:会津若松市、須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、安達郡大玉村、 岩瀬郡天栄村、耶麻郡猪苗代町、石川郡平田村、田村郡三春町、 同郡小野町

- ※2) 早収期間は、検針日から数えて21日間
- ※3)支払期限は、検針日から数えて51日目
- ※4) 不使用料金は、基本料金の半額
- **%**5、6、7)

工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまからのお申し込みにより、当社の電気設備を新たに設置したり、移動したりする場合等において、当社に対してお客さまよりご負担いただくものをいいます。

■被災されたお客さまからのお問い合わせ先

詳細につきましては、以下の当社コールセンターまたは事業所の窓口までお問い 合わせください。

≪お問い合わせ窓□≫

コールセンター Tel. 0120-175-466

≪お問い合わせ・お申し込み窓□≫

青森県 〇十和田営業所お客さまセンター(十和田市西三番町7番1号)

〇八戸営業所お客さまセンター(八戸市大字堤町11番2号)

岩手県 〇二戸営業所お客さまセンター(二戸市福岡字五日町20)

○久慈営業所(久慈市門前第4地割1番1号)

福島県 〇会津若松支社お客さまセンター(会津若松市東栄町3番38号)

- ○猪苗代サービスセンター(耶麻郡猪苗代町字新町4882-1)
- ○福島営業所お客さまセンター(福島市置賜町2番35号)
- 〇郡山営業所お客さまセンター(郡山市細沼町1番5号)
- ○須賀川営業所お客さまセンター(須賀川市南町201)
- 〇田島営業所(南会津郡南会津町田島字中町甲3921-1)
- ○白河営業所お客さまセンター(白河市中田29-1)